

3 浅海域の利活用方法

(1) 利活用方法の抽出

沿岸域の利活用としては、浜辺の散策、海水浴、マリンスポーツなど様々な利活用が考えられますが、当該事業の目的から、①海を身近に感じ、ふれあう利活用、②“集客”を図る利活用、③その他、候補地の状況に応じた利活用の3つの観点で検討する必要があり、また、現状の横須賀港の課題解決も踏まえると、それぞれ以下の利活用方法が考えられます。

①海を身近に感じ、ふれあう利活用

1) 憩いの場

散策や休息など、市民や来訪者が海を身近に感じ、直接海にふれあえる場としての利活用

2) 環境教育・環境学習

海への興味・関心を高めるため、環境教育・環境学習、環境イベントの場としての利活用

3) 海の文化・漁業等の伝統的風習

海がくらしの中で果たしてきた役割への理解を深めるため、地域や漁業の伝統行事や風習の場としての利活用

②“集客”を図る利活用

4) 海水浴

近隣海水浴場と同様に多くの集客が期待できる海水浴の場としての利活用

5) 潮干狩り

県内の主な潮干狩りスポットである「海の公園」(横浜市金沢区)と同様に多くの集客が期待できる潮干狩り場としての利活用

6) 磯遊び

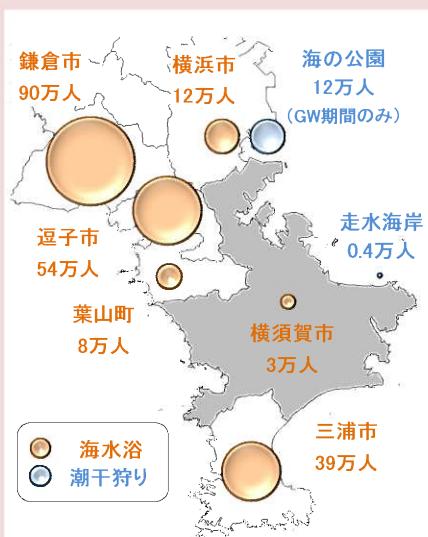
親子でのレジャーとして磯遊びを楽しむ場としての利活用

7) 各種イベント

ビーチバレーやコンサートなど広い海辺空間を利用したイベント会場としての利活用

図3-1

H23年海水浴・潮干狩り利用者数



③その他、候補地の状況に応じた利活用

8) 防災機能

広い海辺空間を利用した災害時の資材等の備蓄機能や物揚げ機能としての利活用

9) 釣り

釣り場としての利活用

10) レストラン・売店

地域の活性化や漁業振興のため、地産地消のレストランや土産物店などによる利活用

11) マリーナ・客船バース

都会的な雰囲気を創出するとともに、放置艇対策や客船バース確保のための「マリーナ」や「客船バース」としての利活用



大森ふるさとの浜辺公園（東京都）
防災クレーン



新港地区での客船の停泊

（2）利活用方法を検討するにあたっての留意点

横須賀港では、港湾区域と重なるように「共同漁業権」⁴⁾の区域が、また、一部水域には、ノリやワカメなどの養殖を行う「区画漁業権」⁵⁾の区域が設定されています。さらに、日米地位協定に基づく制限水域や航路・泊地など港湾利用される水域が定められ、利活用の実現に向けては、これらの水域の利用者等との調整が必要になります。浅海域は、海の生き物の生育・生息の場となるほか、漁場として利用することもできるため、特に漁業者については、現在及び将来の水域利用者として協力しながら検討を進めていくことが望まれます。

浅海域の利活用方法を検討するにあたっては、市民や漁業者をはじめ、事業者、行政など全ての利用者が海の恵みを享受できるよう配慮することが重要です。利用者との調整においては、お互いに受益が生まれるような方策を検討するとともに、事業の趣旨を理解し合えるよう工夫をすることで、整備に対する補償等が発生しない計画とすることが望されます。

4) 共同漁業権

行政庁が設定する特定の水面において特定の漁業を独占的、排他的に営む権利を漁業権と言い、その中でも、一定地区の漁民が一定の水面を共同に利用して営む権利。

5) 区画漁業権

共同漁業権と同じく漁業権の一つで、水産動植物の養殖業を営む権利。

また、整備する場所の選定にあたっては、生態系や自然環境などの特性とともに、利活用への適合性についても併せて検討することが必要になりますが、利活用する上での必要条件（例えば、環境教育を行うためには生物がいなければならない、など）を的確に把握することが重要です。